

# 年 頭 ご 挨拶



後藤 敏文 (ごとう としふみ)

公益社団法人 日本監査役協会 会長

新年を迎えるにあたり、皆様に謹んでご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に世界中が翻弄され続けた1年が明けました。まず、この場を借りて、猛威を振るう感染症と対峙し、日夜懸命に尽力されておられる医療従事者等の皆様に、衷心より御礼とエールを送ります。

緊急事態宣言発令時のみならず、第二波、第三波と続く感染拡大の都度、企業活動も様々な制約を受け、前例のない対応を余儀なくされ、深刻な業績への影響を受けている会社も少なくありません。当面先の見えない状況が続くと考えざるを得ず、長い闘いを前提とし、人々そして企業等に更なる行動変容が求められる1年になると考えられます。監査役等は、その変化に着実に対応していかねばなりません。

## 昨年を取組と今年の課題について

当協会では、昨年11月12日に会員総会を開催し、第47期の報告及び第48期の計画についてご説明するとともに、退任者の補欠となる役員13名を選出いたしました。その後の理事会にて、4名の新たな副会長を選定し、新たな視点も加え、一同より一層の当協会発展に尽力してまいり所存です。

昨年は2月以後、密なディスカッションを行う実務部会・情報交換会、大勢の方にお集まりいただく研修会・講演会、

さらには全国会議などの開催中止を余儀なくされました。オリンピック・パラリンピック期間に向けたリモートワークへの準備も奏功し、事務局の活動を継続でき、緊急事態宣言を経ても、株主総会対応を含めた期末監査活動に関連する研修会・講演会を動画配信の形でご提供できたことは、講師の方々のご協力と会員をはじめとする受講者の皆様のご理解の賜物と感謝しております。その後、研修会・講演会の配信による提供に加え、オンライン会議システムを利用した実務部会や情報交換会も再開することができました。

この間、各種委員会はオンライン会議システムを通じて検討を続け、6月には「監査上の主要な検討事項（KAM）に関するQ&A集・統合版」を公表しました。その後11月から12月にかけて、「監査上の主要な検討事項（KAM）の早期適用に関する実態と分析—強制適用初年度に向けて—」（会計委員会）、「企業集団における不祥事防止を切り口とした監査体制強化の在り方」（ケース・スタディ委員会）、「『監査役等と内部監査部門との連携について』のフォローアップ調査について」（監査法規委員会）、「企業の健全なリスクテイクに対する監査等委員会の関与の在り方」（監査等委員会実務研究会）の各報告書を公表いたしました。いずれも、喫緊の監査課題を広範に検討したものとされており、現場で大いに参考にし

ていただけるものと考えております。

第48期も、監査役等の皆様が役割を存分に発揮できるようサポートし、良質なサービスの提供に努めてまいります。本年は3月1日に令和元年改正会社法が施行され、さらに、この3月に期末を迎える事業年度に係る会計監査からは、監査上の主要な検討事項（KAM）の記載も義務化されるといった変化があります。また、コーポレートガバナンス・コードの更なる改訂についても、現在検討が進められているところであり、監査役等の皆様に関連した様々な改革は、コロナ禍にもかかわらず、進んでまいります。当協会としては、これらを踏まえ、現在監査役監査基準等の改定の検討を開始しております。

また、コロナ禍中に多くの会社が株主総会を迎え、昨年は様々な緊急避難的な対応がなされました。元々会社法は、会議の開催場所にいない役員が取締役会や監査役会等に参加することを予定した規定を設けておりますが、多くの会社では利用の経験がなくコロナ禍で初の試みとなった例も多いと聞いております。株主総会の開催についても、基準日の変更等も含めた様々な対応工夫がなされました。監査役等の皆様におかれても、在宅勤務をされ、また従前のように往査等で現地に出向くことができないなど、慣れない環境での監査を余儀なくされていることと存じます。今後、特にリモート環境での監査事例等についての収集・検討も行っていきたいと考えております。

当協会の活動も、当分の間は感染予防を第一に据え、ウェブを活用した運営が中心にならざるを得ません。急場対応で試行錯誤しながらの事業提供となり、皆様にもご負担をお掛けしておりますが、

恒常的な形へ様々な改革を続けてまいりますので、引き続きご理解ご協力を頂ければ幸いです。

## 結びに代えて

昨年初、一回り前の子年はリーマンショックの年であったことをご紹介します、順調なときこそ緊張感を持って臨む必要があると申し上げましたが、それを遙かに凌駕する事態が発生しました。

監査活動に慣れない新任の方々に限らず、在宅勤務が続くことで孤立感を強め、何をすべきか迷い悩んでいるとの監査役等の声も聞こえてまいります。多くの会社では既に各社各様の監査の手法が確立され、ある種のルーティンとなっている面があるかと存じますが、コロナ禍においては、前任者から引き継がれた監査手法が通用しないという場合が少なくありません。しかし、監査役等の皆様は、会社法に基づく確たる職務を有する役員であり、立ち止まっているわけにはありません。元々、各社における様々な監査手法・手続きは、当協会がお示しした監査基準や実務指針を基に、代々の監査役等が徐々に確立されてきたものです。コロナ禍による制約に思考停止することなく、原点に帰り、監査役等の職務の本質を理解すれば、自ずと各社に相応しい方策が見出せると考えられます。

オンラインを活用した企業活動が進み、監査活動においても必須となった今、様々な制約に躊躇することなく、当協会の提供する実務部会・情報交換会や研修会・講演会を大いに活用いただきますようお願いいたします。馬も千里、牛も千里と申します。着実な歩みを以て、監査役等が企業の健全かつ持続的なご発展に貢献する年となるよう願っております。